

国際学会発表支援制度 規定

本則

第1条（目的）

日本グループ・ダイナミックス学会は、会員の海外における学会発表を支援するために、日本国外で開催される学会において、単独または共同研究の責任者として口頭発表またはポスター発表を行う会員に対して、その渡航費の一部、あるいは参加費の全部または一部を補助する制度を設ける。

第2条（補助年度・対象）

本制度による渡航費あるいは参加費補助は、毎年度若干名の会員（以下「補助対象者」と記す）を対象に行う。

第3条（選考）

本制度に対する応募資格に関する判断および補助対象者の選考は、委員会を構成して行う。

1. 選考委員会は、細則に定める基準に従って、補助対象者を推薦する。
2. 選考委員会により推薦された補助対象者は、常任理事会および理事会の承認を経た後に、採択が決定される。
3. 補助対象者の選考経過は、総会において報告されるものとする。
4. 選考委員会の構成および選考方法等については、細則に定める。

附則

本規程の改定は、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって行う。

本規程は、2008年6月13日より施行する。

附則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

本改定規程本則は、2015年3月31日より施行する。

附則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

本改定規程本則は、2016年4月1日より施行する。

附則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

本改定規程本則は、2022年4月1日より施行する。

細則

第1条

選考委員会は、常任理事の中から会長に任命された者を委員長とし、理事および一般会員から選出された委員若干名で構成する。

第2条

選考は、出願者の研究業績と当該学会での発表内容に基づいて行う。

第3条

補助金額は、渡航費の場合、半額を目途に当分の間1人あたり20万円を上限とする。参加費の場合、当分の間1人あたり5万円を上限とする。また、当該の渡航あるいは参加に対して他の資金から補助を受けた場合には、その額を考慮して最終的に補助金額を決定する。その際、補助金の合計が渡航費用あるいは参加費用の総額を超えないことを目安とする。

第4条

補助対象者数は当分の間、予算の範囲内で決定する。

第5条

補助対象とする学会は募集年度内に海外で開催される国際学会とする。

第6条

補助対象者は、発表後、「ぐるだいニュース」等の学会刊行物において、その報告を行う義務を負う。

第7条

補助決定後、発表が不可能になった場合には、その旨を日本グループ・ダイナミックス学会に申し出て、補助金を返還する。

第8条

補助対象は、渡航費あるいは参加費のいずれかとする。

附則

本細則は 2008 年 6 月 13 日より施行する。

附則

本改定細則は 2015 年 3 月 31 日より施行する。

附則

本改定細則は 2016 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本改定細則は 2022 年 4 月 1 日より施行する。